君津市公民館等個別施設計画

令和３年３月

君津市教育委員会

目　次

第１章　公民館等個別施設計画の背景及び目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１　背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　２　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　３　対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第２章　公民館等の現状と目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　１　設置目的・利用状況の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　２　利用状況の実態を踏まえた目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第３章　公民館等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　１　老朽化の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　２　老朽化状況の実態を踏まえた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第４章　対策の優先順位の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　１　優先順位の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　２　対策の優先順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　３　対策周期の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第５章　公民館等の今後の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　１　公共施設の今後の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　２　機能・施設の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　３　改修の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第６章　公民館等の事業化の見込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　１　事業化の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第７章　個別施設計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　１　推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第１章　公民館等個別施設計画の背景及び目的等

１　背景及び目的

個別施設計画は、君津市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、劣化度診断調査によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や事業見込みを定めるものであり、国のインフラ長寿命化基本計画（平成２５年１１月策定）に準じ、策定する計画となる。

個別施設計画に基づき、戦略的な維持管理・更新等を行い、「質」、「量」、「財政負担」の最適化を図ることにより、需要に合った、ムダのない、持続可能な公共施設の管理を目指す。

個別施設計画の位置づけ

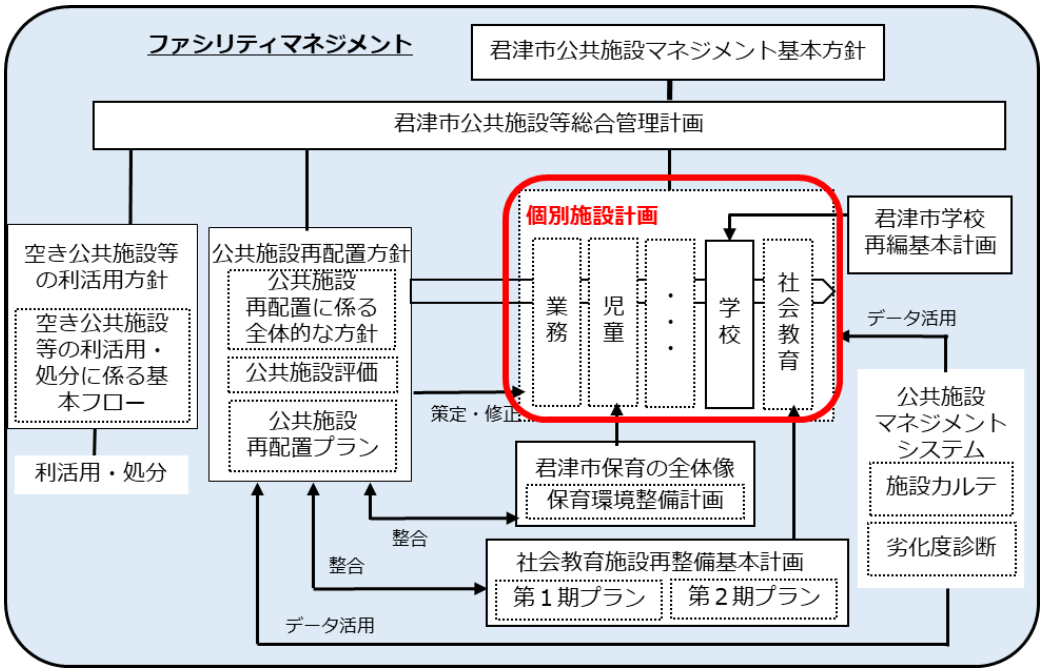

２　計画期間

計画期間は、総合管理計画の計画期間に合わせ、計画策定から令和２８年度までとする。

ただし、社会情勢の変化、地域の人口構成やニーズの変化、事業の進捗状況に対応するため、原則５年を目安に見直しを行うこととし、君津市総合計画（以下「総合計画」という。）及び公共施設再配置方針等と整合、連携を図るため、必要に応じて適宜内容の見直しを行う。

３　対象施設

計画の対象施設は、以下の施設とする。

	ハード面	ソフト面	ハード・ソフト両面	合計
公民館	－	－	６館	６館
交流センター	－	－	２館	２館
分館	－	２館	１館	３館
下町集会所	－	－	１館	１館
図書分室	５館	－	－	５館
合計	５館	２館	１０館	１７館

○総合管理計画において、区分を「公民館等」としている施設については、ハード・ソフトの両面を本計画の対象とする。

○分館のうち、松丘分館と亀山分館はコミュニティセンター施設を使用しているため、ソフト面を本計画の対象とし、ハード面については市長部局の計画に準ずるものとする。

○図書館分室は、公民館施設の一室を使用しているものについては、ハード面は本計画の対象とする。ソフト面については、君津市図書館個別施設計画の対象とする。

第２章　公民館等の利用状況と目指すべき姿

１　設置目的・利用状況の実態

（１）設置目的

①公民館・分館

市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

②交流センター

市民の相互交流及び自発的な学習活動を促進することを目的とする。

③下町集会所

同和教育及び社会教育活動並びに集会の場の提供することを目的とする。

（２）関係法令、条例等

①公民館・分館

・社会教育法
・君津市公民館の設置及び管理に関する条例
・君津市公民館規則

②交流センター

・君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例
・君津市地域交流センター規則

③下町集会所

・君津市地域改善対策集会所設置及び管理に関する条例
・君津市地域改善対策集会所管理規則

④図書館分室

・図書館法
・君津市図書館条例

（３）配置状況

①公民館・交流センター・図書分室

※周南・小糸・清和・小櫃・上総公民館の一室に、図書館の周南・小糸・清和・小櫃・上総分室を含む

②分館・下町集会所

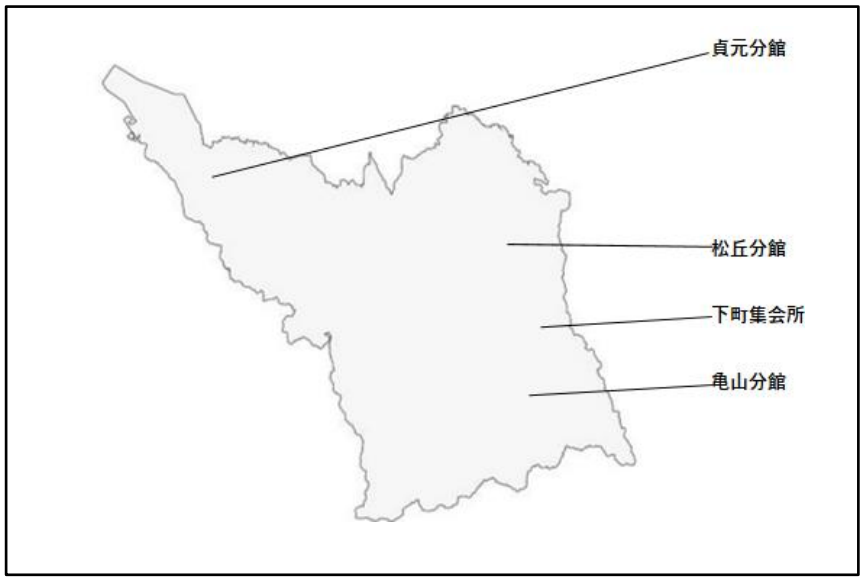

（４）利用状況

【公民館・交流センターの利用者数推移】

平成 31 年 3 月 31 日現在、公民館の利用者数は 371,577 人である。

過去５年の利用者数は、全体的にやや減少傾向にある。

施設名	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30 (2018年)	平均
八重原公民館	49,427	48,460	50,659	49,157	51,447	49,830
周西公民館	46,009	47,891	45,922	38,352	39,289	43,493
周南公民館	32,703	29,823	31,578	24,455	28,508	29,413
小糸公民館	49,643	46,460	45,938	43,313	43,669	45,805
清和公民館	18,789	19,220	18,451	13,982	15,029	17,094
小櫃公民館	27,174	26,605	31,366	26,203	25,389	27,347
上総地域 交流センター	52,058	47,181	39,699	39,172	40,220	43,666
生涯学習 交流センター	130,947	127,203	127,230	127,674	126,994	128,010
貞元分館	1,770	1,826	1,242	1,059	1,032	1,386
松丘分館	10,185	9,694	9,123	10,179	9,281	9,692
亀山分館	8,675	7,028	8,411	7,340	7,280	7,747
合計	427,380	411,391	409,619	380,886	388,138	403,483

※上総地域交流センターは、上総公民館の利用回数・利用人数を含む。

※生涯学習交流センターは、君津中央公民館の利用回数・利用人数を含む。

※図書分室の利用状況は、ソフト面に該当するため上表には含まず、君津市図書館個別施設計画に掲載する。

【下町集会所の利用者数推移】

一定の利用はあるものの、公民館等と比較すると非常に少ない。

施設名	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30 (2018年)	平均
下町集会所	463	451	563	477	451	481

（５）施設のコスト

年度間の維持管理コストを比較すると、施設の老朽化に伴い維持補修費が、年々増加することが想定される。

【公民館経費の推移】　単位：千円

	H26(2014 年)	H27(2015 年)	H28(2016 年)	H29(2017 年)	H30(2018 年)
維持補修費	6,445	4,454	4,604	4,966	14,150
光熱水費・通信費	18,635	14,037	13,820	13,749	14,138
委託費・その他	27,741	26,025	26,937	26,953	28,277
合計	52,821	44,516	45,361	45,668	56,565

※図書分室の維持管理コストは、ハード面に該当するため上表に含む

【下町集会所経費の推移】　単位：千円

	H26(2014 年)	H27(2015 年)	H28(2016 年)	H29(2017 年)	H30(2018 年)
維持補修費	39	20	50	121	50
光熱水費・通信費	252	242	228	226	231
委託費・その他	62	69	70	70	69
合計	353	330	348	417	350

２　利用状況の実態を踏まえた目指すべき姿

施設間で利用者数にバラつきがあり、利用者数の高い施設と低い施設との開きがある。しかし、公民館は、地域の拠点として、地域住民の日常的な生活圏への施設配置が重要であるため、現存の８公民館は各地域へ存続させる必要がある。総合管理計画や君津市社会教育施設の再整備基本計画（以下「再整備基本計画」という。）では、この８公民館について「継続的な運営を原則として検討」することを示している。

貞元分館・下町集会所は、定期的な利用はあるものの８公民館と比較すると非常に実績値が少なく、この先長寿命化等を行っても費用対効果に課題がある。よって近隣の公民館等へこれらの機能面を継承させ、施設については、譲渡または施設の使用終了を視野に入れた方向性を検討する。

第３章　公民館等の状況

１　老朽化の実態

（１）劣化度診断調査の方法

劣化状況を把握し、屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ及び電気設備・機械設備は、部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４段階で評価を行った。

【目視による評価（屋根・屋上、外壁)】

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化がみられるが、安全上、機能上、問題なし
C	広範囲に劣化がみられ、安全上、機能上、低下の兆しあり
D	劣化の程度が大きく、安全上、機能上、早急な対応が必要

【経過年数による評価（内部仕上げ、電気設備、機械設備)】

評価	基準
A	新築後又は改修後１０年未満
B	新築後又は改修後１０年以上２０年未満
C	新築後又は改修後２０年以上４０年未満
D	新築後又は改修後４０年以上

（２）劣化度診断調査結果

建築年数が３０年以上経過し、大規模な改修が実施されていない施設において内装の劣化やトイレ等の老朽化、外壁の鉄筋爆裂[1]や雨漏りなどが多く見られた。評価結果は次ページのとおり。

[1] 鉄筋コンクリート中の鉄筋が錆びて膨張し、コンクリートを押し出した状態。

○公民館等の老朽化状況

整理番号	施設名	建物名	総合劣化度	築後年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
119	生涯学習交流センター（君津中央公民館）	生涯学習交流センター（君津中央公民館）	40.00	12	B	B	B	B	B
119	生涯学習交流センター（君津中央公民館）	車庫	40.00	12	B				
119	生涯学習交流センター（君津中央公民館）	車庫	40.00	12	B				
120	君津中央公民館貞元分館	君津中央公民館貞元分館	60.00	28	C	C	C	C	C
121	八重原公民館	八重原公民館	60.00	23	C	C	C	C	C
122	周西公民館	周西公民館	40.00	14	B	B	B	B	B
122	周西公民館	倉庫	40.00	14	B	B	B		
122	周西公民館	自転車置き場	40.00	14	B	B	B		
123	周南公民館	周南公民館	100.00	47	D	D	D	D	D
123	周南公民館	屋外倉庫	100.00	39	D	D	D		
123	周南公民館	自転車置き場	100.00	45	D	D	D		
123	周南公民館	車庫・倉庫	100.00	36	D	D	D		
123	周南公民館	弓道場　1	100.00	44	D	D	D		
123	周南公民館	弓道場　2（的の側）	100.00	44	D	D	D		
123	周南公民館	裏山倉庫　2	100.00	43	D	D	D		
123	周南公民館	ゲートボール小屋　2	60.00	21	C	C	C		
123	周南公民館	山小屋「南山荘」（東屋）	60.00	17	D	B	B		
124	小糸公民館	小糸公民館	100.00	49	D	D	D	D	D
124	小糸公民館	小屋（敷地北側）	86.67	30	D	D	C		
124	小糸公民館	プレイルーム	64.00	19	B	B	B	D	D
124	小糸公民館	プレイルーム渡り廊下	40.00	19	B				
125	清和公民館	清和公民館	100.00	48	D	D	D	D	D
125	清和公民館	倉庫	100.00	48	D	D	D		
125	清和公民館	多目的ホール	60.00	23	C	C	C		
125	清和公民館	更衣室	60.00	23	C	C	C		
125	清和公民館	渡り通路	60.00	23	C				
126	小櫃公民館	小櫃公民館	100.00	46	D	D	D	D	D
126	小櫃公民館	倉庫②	100.00	46	D	D	D		
126	小櫃公民館	機関車展示場	100.00	45	D				
126	小櫃公民館	倉庫①	86.67	39	D	C	D		
126	小櫃公民館	会議室	40.00	19	B	B	B		
127	上総地域交流センター（上総公民館）	上総地域交流センター・上総公民館	23.33	10	A	B	A	A	A
133	下町集会所	下町集会所	100.00	37	D	D	D	D	D
	10 施設	33 棟	72.7						

※各部位ごとのA・B・C・Dを評価　A：10 点　B：20 点　C：30 点　D：50 点

※総合劣化度＝劣化の合計点/劣化度の最大値×100

ただし、ひとつの部位の中で部材等によって評価結果が複数ある場合はそのうちの一つを評価結果として表示している。

〇写真

小糸公民館（階段）

八重原公民館（外壁）

小櫃公民館（天井・内部仕上）

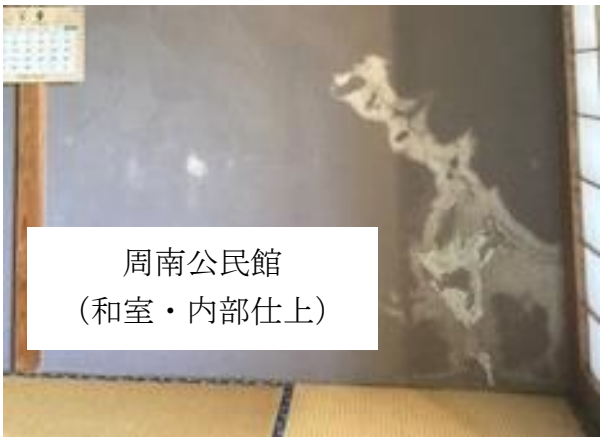
周南公民館
（和室・内部仕上）

清和公民館（屋根）

小糸公民館（外壁）

２　老朽化状況の実態を踏まえた課題

公民館施設のうち、１９９９年以前建築の施設が全体の約６１％を占めている。さらに、１９７０年代建築の施設は全体の３７％と高い割合を占めるなど、老朽化が進んでおり、耐用年数、施設の安全確保、耐震性など多くの課題がある。

第４章　対策の優先順位の考え方

１　優先順位の考え方

公共施設を計画的に維持管理していくためには、適切な対策を実施する必要がある。

しかし、本市の財政状況を考慮すると、すべてに対応できる財政的な余力はなく、一定程度の判断基準を設定し、優先すべき対策の検討や決定を行う必要がある。そのための判断基準として、公共施設の安全性、機能性、経済性、社会性の他、利用状況や劣化度等の観点から総合的に判断を行う。

ただし、すでに利用されている公共施設において、安全性が損なわれている施設や機能性が低下している施設は、優先的に対策を実施する。

【対策の優先順位の考え方】

視点	判断内容
安全性	災害時や現状のまま放置しておくと利用者に対して、直接又は間接に、人的及び物理的被害を及ぼす恐れがあるもの （例：消防設備の不備、部材等の落下）
	施設及び敷地において、悪影響を及ぼす恐れがあるもの （例：機器故障による異音）
	改修により施設の長寿命化・耐震化・機能改善が見込まれるもの （例：屋根防水の改修、外壁塗装、亀裂補修等、躯体の構造的強度の低下防止のための改修）
機能性	設置当初の要求事項が満たせなくなったもの （例：漏水・雨漏り、設備機器の故障等による停止）
経済性	予防保全によるライフサイクルコストの低減が見込まれるもの （例：早期対応により、損害の拡大・費用増大を防止できるもの）
社会性	住民・利用者や社会のニーズの変化により、利用者満足度を満たせなくなったもの （例：ＬＥＤへの交換、バリアフリー、省エネルギー化等）

２　対策の優先順位

公民館施設等の対策は、再整備基本計画に沿って実施する。

基本計画の第１期プランでは、早期に校舎址施設の有効活用が可能となる清和公民館の移転を実施する。第２期プランでは、周南・小糸・小櫃公民館について、校舎転用・建替えなどの方法の中から地域の状況に沿った効果的で効率的な対策を実施する。加えて、分館制度の見直しを行う。

基本計画では、「８地域への公民館の配置を継続」を示しており、第１期・２期プランでは対象となっていない、生涯学習交流センター、上総地域交流セ

ンター、八重原・周西公民館の４館についても、これらの対策周期の設定をもとに大規模改修や建替え等を実施する。

３　対策周期の設定

予防保全の観点から、施設の長寿命化を図っていくために必要となる定期的な対策周期を設定する。なお、主な対策周期のイメージと各構造の具体的な対策周期は、以下のとおり。

【目標使用年数８０年の対策周期イメージ】

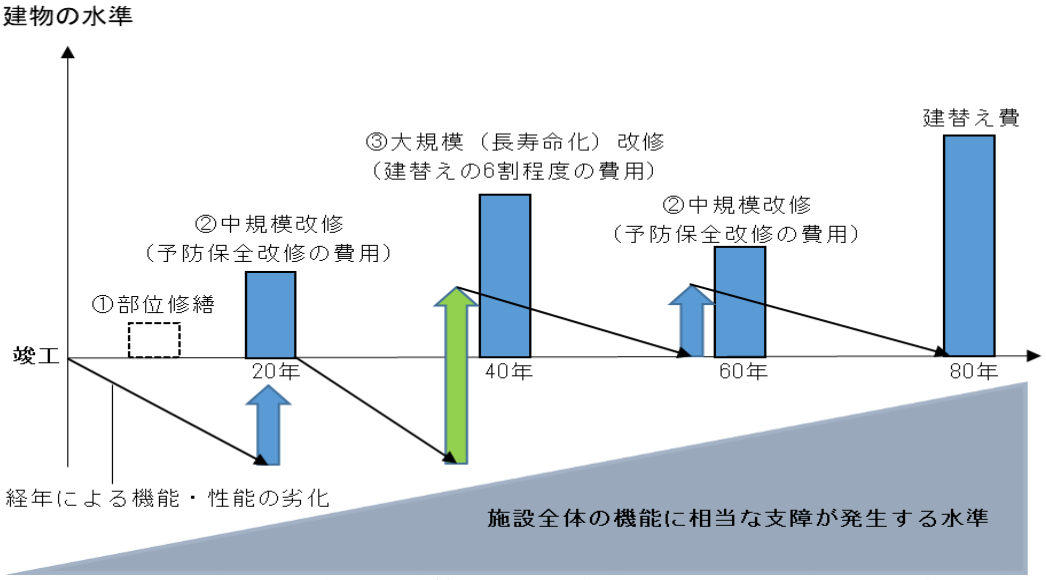

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省）を参考に作成

①　部位修繕	劣化度診断調査の結果、Ｃ評価は１０年以内、Ｄ評価は５年以内に部位別の修繕を行うことを検討する。 ただし、大規模改修や建替え等の前後年間に重なる場合は、部位修繕を含めて実施する。
②　中規模改修	竣工後２０年（木造１３年）と６０年（木造３９年）目を目途に実施する改修で、屋上・屋根や外壁改修、設備機器の入替え等を行う。 主に建物の機能回復を目的とする。
③大規模（長寿命化）改修	竣工後４０年（木造２５年）目を目途に実施する改修で、中規模改修の項目に加えて、給排水管の入替、空調ダクトの入替、躯体の中性化対策等を行う。 主に建物を現状の社会的要求水準まで高めること、以後４０年間の使用に耐えうるものとすること。

【公共施設の目標使用年数（構造別）】

構造	目標使用年数				大規模改修		中規模改修
	事後保全型		予防保全型				
	旧耐震	新耐震	旧耐震	新耐震	事後	予防	
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造、鉄筋鉄骨ｺﾝｸﾘｰﾄ造、鉄骨造、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造	５０年	６０年	７０年	８０年	３０年	４０年	２０年
木造、軽量鉄骨造	４０年		５０年		２０年	２５年	１３年

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（一般社団法人日本建築学会）

第５章　公民館等の今後の基本方針

１　公共施設の今後の考え方

公共施設の方向性を以下のように定義し、各施設の方向性を示します。

用語	説明
機能の方向性	
継　続	公共施設が持つ機能を継続します。
集約化	公共施設が持つ機能が同じ場合、機能を集約化し、現在のニーズに合った機能規模に最適化します。
統　合	目的が異なる公共施設が持つ機能が類似している場合、機能を統合し、現在のニーズに合った機能規模に最適化します。
廃　止	公共施設が持つ機能を廃止します。
民営化	民間の活力を活かし、指定管理者や民営化をします。
施設の方向性	
除　却	機能の廃止等に伴い、不要となった施設を取り壊します。
売　却	機能の廃止等に伴い、不要となった施設を売払います。
改　修	施設の長寿命化を目的とした中規模改修や大規模改修を行います。
建替え	老朽化した施設を取り壊し、建て替えます。
譲　渡	施設を無償で譲渡します。
転　用	施設の用途を異なる用途に変更し、機能に合わせた改修を行い、利用します。
複合化	異なる機能を持つ施設を１つの施設にまとめる改修を行い、効率や利便性を向上させます。
広域化	近隣の地方公共団体と施設を共同設置や相互利用することで、施設の整備、維持管理費などの費用を軽減します。

２　機能・施設の方向性

利用状況や総合劣化度を踏まえ、今後は以下のとおり実施する。

整理番号	施設名	延床面積（㎡）	構造	建築年	使用年数	耐用年数	耐震		利用状況	総合劣化度	機能の方向性	施設の方向性
							診断	補強				
119	生涯学習交流センター（君津中公民館）	2,847	鉄筋コンクリート	H20	12	50	新耐震	不要	128,010	40.00	継　続	改　修
120	君津中央公民館貞元分館	55	木造	H4	28	24	新耐震	不要	1,386	60.00	集約化	除　却
121	八重原公民館	1,876	木造	H9	23	24	新耐震	不要	49,830	60.00	継　続	改　修
122	周西公民館	1,137	鉄筋コンクリート	H18	14	50	新耐震	不要	43,493	40.00	継　続	改　修
123	周南公民館	994	鉄筋コンクリート	S48	47	50	不適合	未実施	29,413	91.11	継　続	建替え
124	小糸公民館	1,501	鉄筋コンクリート	S46	49	50	不適合	未実施	45,805	72.67	継　続	建替え
125	清和公民館	1,652	鉄筋コンクリート	S47	48	50	不適合	未実施	17,094	76.00	継　続	複合化（除却）
126	小櫃公民館	1,382	鉄筋コンクリート	S49	46	50	不適合	未実施	27,347	85.33	継　続	建替え
127	上総地域交流センター（上総公民館）	2,314	鉄筋コンクリート	H22	10	50	新耐震	不要	43,666	23.33	継　続	改　修
133	下町集会所	150	木造	S58	37	22	新耐震	不要	481	100.00	継　続	譲　渡
175	上総公民館松丘分館（松丘コミュニティセンター）	松丘コミュニティセンター施設を使用									継　続	コミュニティセンターに準ずる
177	上総公民館亀山分館（亀山コミュニティセンター）	亀山コミュニティセンター施設を使用									継　続	コミュニティセンターに準ずる

※図書分室を施設内に含む施設は、現図書分室を含んだ方針内容を表記。
※構造、建築年度、使用年数及び法定耐用年数は、代表建物の年数。
※利用状況は、５年間の平均利用者数。
※施設の方向性が複数ある場合は、括弧書きで記載。

① 公民館・交流センターの基本的な方向性

本市では、市街地の君津、周西、八重原、周南地区と、小糸、清和、小櫃、上総の各地区が、市民の日常生活圏として定着している。

公民館は現在この８地区に設置され、市民の身近なネットワークづくりの役割をはたしている。総合管理計画や再整備基本計画でも、「地域拠点である生涯学習交流センター、八重原公民館、周西公民館、周南公民館、小糸公民館、清和公民館、小櫃公民館、上総地域交流センターについては、継続的な運営を原則として検討」することを示しており、今後も地域の核として公民館が機能するため、公民館の８地域へ配置を継続する。

② 老朽化の進んだ公民館の方向性

周南公民館、小糸公民館、清和公民館、小櫃公民館は上記①の８施設の中でも特に老朽化が進んでおり、地域への配置を継続するために効率的な更新を検討する。

具体的な取り組みとして、校舎跡等空き公共施設の転用、立地移転、建替え等を検討。転用や建替え等に際しては、適切な施設規模・設備等を吟味。地域や暮らしの向上に役立つ効果的な複合化を積極的に検討する。

なお、施設の耐震基準に満たない箇所については、対策を検討する。

③ 分館の方向性

分館で行われている事業等については、公民館が機能を継承する形で、今後も継続する。

貞元分館は、市街地に近く、近隣に集会施設などもあることから、施設は今後の老朽化の進行に伴い使用終了を検討する。

コミュニティセンター施設を使用している亀山分館、松丘分館については、施設の方向性は、コミュニティセンターの方針に準ずる。

④ 下町集会所の方向性

下町集会所は、同和対策施設として建設され、近年では人権事業の場・自治会等地域住民の集会施設として使用されている。建設された経緯をふまえ、人権事業については近隣施設等において継続していくことが重要と考えられる。施設については、定例的な使用はあるものの実績値は少ないため、地域などへの譲渡等を視野に検討する。

３　改修の方針

生涯学習交流センター、八重原公民館、周西公民館、上総地域交流センターは、市民の生涯学習の振興と普及を図る上での基幹施設として重要な役割を担っており、立地関係や利用状況、建築年数等からみても、この４館の現施設を今後も長期にわたって継続していくことが適当と考えられることから、総合管理計画の基本原則である「市民の安全の確保を優先」の考え方に基づき、施設の長寿命化を図る。

目標とする使用年数は６０年を標準とし、今後も安全に資産として活かしきることを念頭に、損傷が軽微な段階で予防的な修繕を行うとともに計画的な大規模改修を行うことで、減価償却資産の耐用年数等に関する省令における法定耐用年数（鉄筋コンクリート造５０年）を超えて延伸させることとする。

さらに、築５０年前後を迎える時期を目途に、躯体等の健全性が確保できることを前提として、最大８０年までの使用に向けた検討を行う。

なお、改修の判断にあたっては、日常及び定期の点検結果を基に、利用者の安全・衛生に関わる指摘事項について最優先に改善を図るとともに、施設の長寿命化に必要な改修を実施する。

第６章　公民館等の事業化の見込み

１　事業化の見込み

総合管理計画では、大規模改修、建替えの費用を推計したが、より精度を高めるため、本計画では、中規模改修、除却費なども計上するほか、構造や築年数によって各施設の目標使用年数等を考慮し、事業の見込みとする。

なお、この事業の見込みは、あくまでも現時点でのものであり、実際の対策費用とは異なる可能性があるため、今後の整備計画や本計画の見直しに合わせて精査していくこととする。

また、全体の期間は、令和３年度から総合管理計画の計画期間である令和２８年度までとし、それを第１期から第３期までの３期に区分する。

整理番号	施設名	第１期（～R12）	第２期（～R20）	第３期（～R28）
119	生涯学習交流センター（君津中央公民館）	改　修		
120	貞元分館	除　却		
121	八重原公民館	改　修	改　修	
122	周西公民館	改　修		改　修
123	周南公民館	建替え		
124	小糸公民館	建替え		
125	清和公民館	複合化（除却）		
126	小櫃公民館	建替え		
127	上総地域交流センター（上総公民館）	改　修		
133	下町集会所	譲　渡		
概算（千円）		3,464,660	225,075	284,133

※概算については、公共施設マネジメントシステムから抽出した目安。

※「建替え」については、他課と調整して複合化や転用、立地移転などの可能性があるが、表中の概算には既存の建替えのみを計上。

※実施スケジュールについては、施設の老朽度などのハード面の状況と、財政フレームに合わせた財政負担のバランスが重要となるため、一定の基準に基づいて、平準化する必要がある。
そのため、今後の詳細なスケジュールは、総合計画の中で、どの施設から整備を進めていくかを明確化することとし、具体的な整備計画として、実施の時期を総合計画に定めていく。

第７章　個別施設計画の推進

１　推進体制等

（１）推進体制

個別施設計画を継続的に運用していくため、生涯学習文化課を中心にファシリティマネジメント部門や企画（まちづくり）部門、建設部門等と連携を図るとともに、総合計画に反映し、全庁的な体制により計画の推進を図る。

（２）フォローアップ

施設改修等の実施にあたっては、庁内の合意形成を図り、総合計画において事業化を進め、予算化する。

また、事業の進捗状況や施設の点検結果等を反映するなど、定期的なフォローアップを実施し、必要に応じて計画の見直しを図るものとする。

（３）今後の課題

本市においては、昭和５５年以前に建築した施設の割合が多く、改築となる建物が増加する予定であるが、近年、老朽化による施設の改築事業の実績がなく、財政計画において予算化されていなかったため、改築事業の実施にあたっては予算の確保が大きな課題となる。

今後、老朽化した施設の更新は避けられないことから、中長期的な公共施設マネジメントについて全庁的な検討を行うとともに、継続的な維持管理を行う必要がある。